一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第五十九条第一号から第二号の二まで、第三号、第四号、第六号から第八号まで、第八号の三、第九号から第十二号の三まで、第十三号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十一号の二から第二十一号の四まで、第二十三号及び第二十四号に掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号 ロ　大阪府池田市豊島南二丁目二百四番地	平成十二年六月二十九日		
（略）							
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	第五十九条第二号の二、第三号、第四号、第六号から第八号まで、第八号の三、第九号から第十二号の三まで、第十三号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十一号の二から第二十一号の四まで、第二十三号及び第二十四号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十二年十一月一日		
（略）							
一般財団法人日本塗料検査協会（昭和三十年八月二十七日に財	東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八号	平成十五年三月十四日		

一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第五十九条第一号から第二号の二まで、第三号、第四号、第六号から第八号まで、第八号の三、第九号から第十二号の三まで、第十三号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十一号の二から第二十一号の四まで、第二十三号及び第二十四号に掲げる区分	日本及び外国の全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号	平成十二年六月二十九日		
（略）							
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	第五十九条第六号、第十七号の二、第二十号及び第二十二号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十二年十一月一日		
（略）							
一般財団法人日本塗料検査協会（昭和三十年八月二十七日に財	東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	神奈川県藤沢市宮前六百三十六番三号	平成十五年三月十四日		